

住民票・戸籍謄抄本の交付請求には 本人確認が必要となりました



5月1日から改正された戸籍法が施行されることと同時に、住民基本台帳法についても、5月1日より改正された法律が施行されることとなりました。

これにより、住民票などの交付請求についても、戸籍謄抄本の交付請求と同様に本人確認が必要となりますので、交付請求の際には運転免許証などの本人確認書類をご持参ください。

★代理人や使用者の方が請求する場合は、窓口に来られた方の本人確認の他に委任状を確認させていただく必要があるなど、窓口で住民票や戸籍謄抄本を取得する要件や手続などが厳しくなっておりますのでご注意ください。



本人確認書類

本人の写真が貼付されたもので下記の資格証明書など(抜粋)

- 運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操作書運転免許証、猟銃・空気銃所持許可証、特殊電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、宅地建物取引主任者証、船員手帳、戦傷病者手帳、検定合格証、身体障害者手帳、療育手帳

本人の写真が貼付された資格証明書を提示することができない場合

国民健康保険などの被保険者証、各種年金証書や国または地方公共団体を除く法人が発行した身分証明書など
(戸籍謄抄本の交付請求の場合複数組み合わせ提示する必要があります。)

住民票や戸籍謄抄本などの交付請求ができる方

- ①自己または自己と同一世帯の方からの交付請求
(戸籍の場合は、本人または配偶者、直系尊属・直系卑属の方)
- ②第3者の方からの交付請求
自己の権利行使や義務履行をするために住民票(戸籍)を確認する必要がある方
- ③国または地方公共団体の機関に提出する必要がある方
- ④弁護士や司法書士、行政書士などの特定事務受託者からの交付請求

住民票や戸籍謄抄本の交付請求の際に必要なもの

- ①請求者本人
請求書への自署・押印、本人確認書類
- *法定代理人
戸籍謄本などその資格を確認できる書類および請求に訪れた方の自署・押印、本人確認書類

*任意代理人または使用者

委任状などの資格を確認できる書類および請求に訪れた方の自署・押印、本人確認書類

②国または地方公共団体の機関
公文書である請求書、請求に訪れた方の職員であることを示す身分証明書

③第3者の請求で自己の権利義務を履行する必要などがある方
利用する具体的な理由を明記のうえ、請求に訪れた方の自署・押印、本人確認書類

④特定事務受託者(弁護士や司法書士など)
受託している事件(事務)についての資格・業務の種類、依頼者の氏名を明記のうえ、請求に訪れた方の自署・押印、本人確認書類

○お問い合わせ

大方総合支所 住民課 住基戸籍係
☎ 43-2800(直通)
佐賀総合支所 総務課 住基戸籍係
☎ 55-3701(直通)

自動車税の納付について(高知県からのお知らせ)



自動車税の納期限は6月2日(月)となっています。

納付は必ず納期限までに、銀行、郵便局、農協などお近くの金融機関でお済ませください。

なお、納税通知書が届いていない方がいましたら下記までご連絡ください。

また、身体障害者等に対する減免の手続きも6月2日までとなっておりますのでご注意ください。

【お問い合わせ】 高知県幡多県税事務所 四万十市中村山手通19 ☎35-5972